

学生奨励賞規定

平成 25 年 11 月 7 日（制定）

（目的）

第 1 条 バイオメディカル・ファジィ・システム学会は学生の努力を顕彰し、一層の研究奨励のために学生奨励賞を設ける。

（資格）

第 2 条 年次大会において口頭発表を行う学生は、学生奨励賞に申し込むことができる。

- 2 学生奨励賞に申し込むことによって学生奨励賞候補者となり、審査を受けることができる。
- 3 会員の有無は問わない。

（選考委員会）

第 3 条 会長は、学生奨励賞選考委員長を指名する。

- 2 学生奨励賞選考委員長は、学生奨励賞選考委員会を組織する。
- 3 選考委員の人数と人選は、学生奨励賞選考委員長が決定する。

（選考方法）

第 4 条 学生奨励賞の審査は、事前の抄録論文審査、年次大会での口頭発表時に行う発表審査の 2 段階審査によって行う。

- 2 抄録論文審査が一定以上の評価を得た学生奨励賞候補者に対して、発表審査を行う。
- 3 2 つの審査結果を合わせて、学生奨励賞を決定する。
- 4 学部や大学院など所属の種類によって評価方法を変更せず、学生奨励賞の質を保証するため同一基準で審査する。

（受賞者数）

第 5 条 学生奨励賞の受賞者数は、学生奨励賞候補者数に応じて決める。

（受賞の回数制限）

第 6 条 2 年連続の受賞はない。但し 3 年目は可能とし、修士過程と博士過程で受賞可能とする。

（その他）

第 7 条 具体的事項については、学生奨励賞細則で定める。

附則 本規定は平成 25 年 11 月 7 日より施行する。

学生奨励賞細則

平成 25 年 11 月 7 日制定

平成 29 年 9 月 29 日改訂

(目的)

第1条 本細則は、会員奨励賞の具体的事項を定める。

(選考委員)

第2条 学生奨励賞候補者 1 名を審査する選考委員の人数を次のように定める。

- (1) 抄録論文の評価者：3名
- (2) 発表審査：2名

(評価方法)

第3条 抄録論文審査および発表審査は、それぞれ次の3項目5段階、15点で評価し、抄録論文評価と発表時評価を合わせて最終評価とする。

2 抄録論文の評価には次のスケールを使用する。

- 1) 論文の整合性；(最も優秀：5・4・3・2・1)
- 2) 論文の独創性；(最も優秀：5・4・3・2・1)
- 3) 論文の発展性；(最も優秀：5・4・3・2・1)

3 発表の評価には次のスケールを使用する。

- 1) 研究に対する熱意・意気込み；(5・4・3・2・1)
- 2) 発表の工夫；(5・4・3・2・1)
- 3) 発表内容の理解度(質疑応答を含む)；(5・4・3・2・1)

4 学生奨励賞の総合評価は、抄録論文審査3名および発表審査2名の評価を集計した得点、75点満点とする。

5 学生奨励賞の質保証のために、47点以上(満点75点)の者を学生奨励賞に推薦する。また抄録論文が事前審査となるために、抄録評価の27点以上(満点45点)の上位15名程度を発表審査の対象とする。

(受賞者数)

第4条 1年の表彰数は、学生奨励賞候補者8名に対し1名程度を目安とする。

附則 本規定は平成25年11月7日より施行する。